補正予算など議決

第四回臨時会

昭和五十二年第四回臨時会は、五月十三日招集され、会期一日間で慎重審議が行なわれました。

主な議件は、次のとおりです。

◎ **専決処分された議件は、次のとおり承認されました。**

一、昭和51年度一般会計補正予算（第11号）

今回の補正予算は、壱百六十四万七千円を追加し、予算総額を五億六千四十三万一千円とするもので、才入は地方交付税です。

才出は、西側用水路水閘修繕費四十一万五千円、村道舗装修繕費六十一万一千円、除雪補償費四万円などです。

二、昭和51年度上越新幹線建設事業特別会計補正予算（第四号）

この補正予算は、鉄道建設公団からの受託事業収入二百五十七万六千円が収入となり、同額が事業費として支出されますが、そのまま昭和52年度に繰越明許されました。

◎ **総合開発審議会条例の一部を改正する条例**

この改正は、従来、議件の有無に関係なく、年間を通して常時設置されていましたが、これを改め、議件のある場合にのみ設置することにしたものです。

◎ **昭和52年度一般会計補正予算（第1号）**

今回提出された補正予算は、昭和52年度の最初の追加予算（参千五十三万五千円）で、予算総額を六億二千七百三万三千円とするものです。

才入については、地方交付税二百八十五万九千円、繰入金二千六百五十四万五千円、国庫支出金等壱百十三万一千円です。

才出は、人事異動による人件費等が百二十五万九千円、月潟音頭発表会経費八十万円、選挙費七十参万一千円、一般農道関係で二千四百五十三万三千円、農村総合整備計画作成費百二十万円、大別当地内道路建設で二百一万二千円が認められ、原案通り議決されました。

県消費生活改善推進員に

《五十嵐タケさん》

この度、新潟県消費生活改善推進員に大字月潟の五十嵐タケさんが委嘱されました。

推進員の主な仕事は、

○ 消費者からの相談、苦情を受けつけ、関係機関にとりつぐこと。

○ 県に対し、消費生活に関する意見、要望、情報を提供すること。

○ 県主催の研修会等で意見を述べること。

○ 県のアンケートに回答すること。などです。

消費生活については、国県等が力を入れておりますが、消費生活に充分な関心をもってとり組みたいものです。

〝かしこい消費者〟としてこの制度をうまくご利用ください。

なお、任期は昭和54年3月までの二年間です。

＝豊かな農村の建設を目指して＝

農村総合整備計画を策定

意向調査で内容を充実

高度経済成長時代からの転換期を迎え、国民の関心は生活の質的な充実や安定性の確保に向けられ、国民食糧の安定的確保や、みどりに包まれた自然環境への期待、自然に恵まれた生活空間への希求など、農業と農村の果すべき役割は今後ますます強くなってくるものと予想されます。

しかし、農村の現状を見ると、生活環境施設の整備は都市に比べて著しく立ち遅れ、都市との所得格差が大きくなるなかで人口の減少、農業従事者の老令、婦女子化などが進み、大きな社会問題ともなっています。

このため、国土庁は、発足以来農村の整備を進めるための検討を進めており、農村の計画的、総合的な整備を推進するため、「農村総合整備計画」の作成市町村をモデル的に指定してきました。

本村は、本年度にこの指定を受け、今年度中に計画を策定することになりました。

この計画を策定するにあたってみなさんの声を反映した内容にするため、近日中に意向調査（アンケート方式）と部落座談会を実施いたしますので、ご協力下さるよう、お願いします。

なお、この計画の中から、来年度には、農林省の「農村総合整備モデル事業」の指定をうけ、生産基盤整備と生活環境整備を一体的に推進することにしています。

◎農村総合整備計画作成事業

この事業は、昭和五十二年度に月潟村の将来像ともいうべき計画を策定するもので、都市に比べて立ち遅れている生活環境を、住民が快適な生活を送れるよう、おおむね十年先を目標にする構想計画です。

◎農村総合整備モデル事業

この事業は、実施計画を五十三年度に作成し、実施は五十四年度からとなります。

計画は、農村総合整備計画の中からモデルとして、生活環境整備を一体的に整備するもので、その内容は、おおむね次のとおりとなっています。

▼利便性の向上

農道、集落道路、ほ場整備などの事業ができます。

▼保健性の向上

集落排水施設等の整備事業ができます。

▼安全性の向上

ガードレール、防火水槽、街路灯などの事業ができます。

▼快適性の向上

農村公園などの事業ができます。

▼文化性の向上

農村環境改善センターなどの事業ができます。

これらの事業内容の中から、月潟村の将来を考え、必要な事業を実施することになります。

参議院議員通常選挙は7月10日投票

よく見、よくきき、よく確めて

任期満了による参議院議員通常選挙は、六月十七日に告示され、七月十日に投票が行なわれます。

今回の選挙は、国民の意志を国政に反映させる重要な選挙です。

有権者の一人一人が棄権することなく投票されるようお願いします。

◎投票できる人

▼昭和32年7月11日までに生まれ今年の3月15日以前から引き続き月潟村の住民基本台帳に登録されている人

▼3月16日以降転入した人は、前住所地で投票ができます。

▼3月16日以降で転出された人で転出先の選挙人名簿に登録されていない人は、月潟村で投票することができます。

◎投票の方法

投票所の受付で入場券を示して名簿対照を終ったら投票用紙を受けとってください。

投票用紙には、投票しようとする候補者一人の氏名を欄内にハッキリ書いて、投票箱に入れてください。候補者の氏名のほか、雑事や記号（○や×の類）を書くと無効になります。

◎投票用紙

今回の選挙は、地方区と全国区の投票が同時に行なわれます。

従がって、投票用紙は

地方区　薄黄色の紙に黒字で印刷

全国区　白い紙に赤字で印刷

となっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

◎不在者投票

選挙の当日、都合が悪く、どうしても投票所に行けない人は、告示日（六月十七日）から七月九日までに、月潟村役場で不在者投票ができます。

不在者投票は、日曜日、祝祭日でもできます。時間は、午前八時三十分から午後五時までです。おいでになるときは、印鑑を忘れずに持参してください。

国民年金コーナー

年金証書が届くまで

近ごろ、国民年金係に「老令年金を請求したけれども、まだ通知がこない。」とか「年金の支払い通知が届かないが……。」といったお問い合わせが増えています。

そこで、年金が支払われるまでを簡単にお話ししましょう。

みなさんが、役場に提出された裁定請求書は、社会保険事務所を経由して東京にある社会保険庁業務課に送られます。ここでは、年金が一日も早くみなさんのお手元に届くようにと、コンピューターを使って老令年金などの支給を決めたり、年金を支払ったりする事務を行なっています。

ところが、国民年金だけでも毎月約五万件という膨大な裁定請求書が全国から届けられており、関係職員の精一杯の努力にもかかわらず、**みなさんの年金証書が出来あがるまでには約二ケ月ぐらいかかっているのが現状です。**この点ご理解のうえ、ご了承ください。

なお、裁定請求書の記入に不備がありますと、事務処理が遅なったり、支払い通知が届かなかったりする原因となっていますので、記入する際は、だれにでもわかるよう、正しく、ハッキリと書くように心がけましょう。

待ってほしい約二カ月

請求書の受け付けから支払いまで

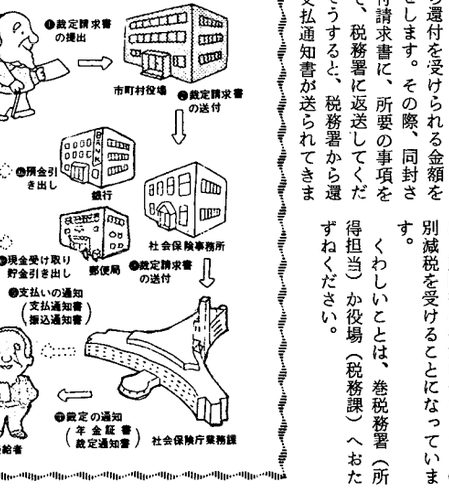

特別減税「戻し税」の還付

手続きは早目に

今回、昭和五十一年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、納めた昭和五十一年分の所得税額の方が少ない人は、その税額までとなります。

還付方法とその手続は次のとおりです。

〈サラリーマンの場合〉

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、およそ、六月～七月ごろ、賞与や給与を受取るときに、勤務先から還付されます。（給与支払者の事務等の都合により、八月以降になる場合もあります。）

〈事業所得者などの場合〉

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろに税務署から還付を受けられる金額をお知らせします。その際、同封された還付請求書に、所要の事項を記入して、税務署に返送してください。そうすると、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることになります。（還付請求書を提出されてから、還付金を受取るまでに一～二か月かかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。）

〈その他〉

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職したなどのため、給与の税金を源泉徴収されたままで年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十一年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっています。

くわしいことは、巻税務署（所得担当）か役場（税務課）へおたずねください。